

B-03 B型肝炎および麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜにおける 抗体検査・ワクチン接種および履歴登録の運用基準

1. 目的

職員、実習生等が、感染症に罹患すること及び患者や他職員への感染源となることの両方を予防するため、着任開始前に免疫を獲得していることが求められる。

2. 対象者と対象感染症

患者との接触、血液・体液・分泌物・排泄物である湿性生体物質との接触の可能性により、5種のウイルスへの免疫獲得を求める

○：免疫能の確認が必要な疾患 ×：非該当疾患

	該 当 職 種	麻疹・風疹・水痘 おたふくかぜ	B型肝炎
※1 患者または湿性生体物質との 接触がある	【医療従事者（派遣業務を含む）】 医師,研修医,看護師,助産師,看護補助者, 薬剤師,臨床検査技師,放射線技師,臨床工 学技士,理学療法士,作業療法士,言語聴覚 士,管理栄養士,歯科衛生士,視能訓練士,臨 床心理士,公認心理師,MSW（医療ソーシ ャルワーカー）,病棟クラーク,遺伝カウ セラー,ゆりのき工房（病棟配属者）,週1 回以上の非常勤医 *院内で5日以上研修または実習に参加 する者（引率教員含む）	○	○
※1 湿性生体物質との 接触がある	【派遣及び委託業者】 院内消毒,リネン回収,滅菌,清掃,エネル ギーセンター,警備,治験,入院用品レン タル,等	○	○
※1 患者湿性生体物質とも 接触しない	【事務職員】 総務課,経理課,企画情報室,医事課,施設 課,ゆりのき工房（病棟配属者以外）, 医局秘書 【派遣及び委託業者】 医事業務,調理,SPD,保育,SE,販売,コ ンビニ,レストラン, 【その他】 定期的なボランティア *院内で5日以上研修または実習に参加 する者（引率教員含む）	○	×

※1 湿性生体物質とは、血液,体液,分泌物,排泄物等をいう。

B-03 B型肝炎および麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜにおける 抗体検査・ワクチン接種および履歴登録の運用基準

3. 免疫獲得の要件

1) B型肝炎（以下のいずれかを満たすこと）

- （ア）既往、ワクチン接種により抗 HBs 抗体価が、EIA、CLIA、CLEIA、ECLIA 法で、10mIU/ml 以上になった記録がある。（ワクチン接種の有無、回数は問わない）
- （イ）上記の抗体価になった記録がない場合には、B型肝炎ワクチンを3回接種（2回目は1回目から4週間後、3回目は1回目から20～24週間後）し、その後、抗 HBs 抗体価が10mIU/ml 以上になった記録がある。ワクチン接種後の抗体価が10mIU/ml 未満の場合は、追加接種を行う。

2) 麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜ（以下のいずれかを満たすこと）

- （ア）1歳以降に2回以上のワクチンを接種している記録がある。
- （イ）1歳以降に1回のワクチンを接種の記録があれば、1回の追加接種を行う。
（抗体検査は不要、抗体価が基準以上でも接種は必要）
- （ウ）ワクチン接種歴が0回、または、不明の場合は、血清抗体価（EIA法）が表1の基準（今すぐの予防接種が不要）を満たしていること。
- （エ）上記（ウ）で基準に満たない場合には、下記表1に準じて、必要な回数のワクチンを接種する。

表1【検査方法及び抗体価、免疫要件を満たす基準（必要予防接種回数）】

疾患	検査方法	免疫要件を満たす基準	免疫要件を満たさない	
		今すぐの予防接種不要	2回の予防接種必要	1回の予防接種必要
麻疹	EIA法(IgG)	16.0以上	2.0未満	2.0以上16.0未満
風疹	EIA法(IgG)	8.0以上	2.0未満	2.0以上8.0未満
水痘	EIA法(IgG)	4.0以上	2.0未満	2.0以上4.0未満
おたふくかぜ	EIA法(IgG)	4.0以上	2.0未満	2.0以上4.0未満

（日本環境感染学会基準 Ver.4.0 ）

4. 抗体価検査、ワクチン接種履歴の提出と管理

- 1) 入職者（医療従事者および事務職員）の場合（病院間での職員研修も含む）
 - ①当院での勤務開始日までに、健康調査票に記録を添えて総務課へ提出する。
 - ②やむをえず、B型肝炎について、採用までに免疫獲得の要件を満たせない場合には、ワクチンを2回接種したことを証明するものを提出し、3回目のワクチン接種およびその後の抗 HBs 抗体検査については、入職後に実施する。
 - ③提出されたデータは、健康支援室で管理する。

B-03 B型肝炎および麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜにおける 抗体検査・ワクチン接種および履歴登録の運用基準

2) 院内で5日以上研修または実習に参加する者（引率教員を含む）

- ①当院での研修、実習開始日までに、所定の項目を満たした健康調査票に記録を添えて、各部門の研修、実習担当者まで提出する。
- ②提出書類は、研修、実習担当責任者が内容を確認し、管理する。

3) 派遣、委託業者の場合

- ①新規契約時、契約更新時、所定の項目を満たすよう仕様書に明記する。抗体価・ワクチン履歴等の管理は、各派遣、委託業者が行い、当院での勤務開始日までに契約業者の責任において「抗体価、ワクチン接種状況報告書」（健康支援室で作成）を各担当所属長に提出する。契約期間中は、健康支援室で定めた月（年2回程度）及び入職・退職等の異動が生じた場合に報告書を提出する。
- ②やむをえず、着任前までに免疫を獲得できなかった場合には、1回目のワクチンを接種し、従事してから6か月以内に免疫獲得の要件を満たし、その後、①の報告書を提出する。
- ③提出された書類は、担当課及び健康支援室で保管する。

5.運用に際しての注意点

- 1) 抗体価が基準に満たない場合やワクチン接種が行われていない場合は、感染するリスクがある為、業務に制限が加わることがある。
- 2) 抗体検査は、表1にある検査方法で実施する。

6.費用負担

- 1) 職員（医療従事者および事務職員）の抗体検査およびワクチン接種に係わる費用は、検査料金および注射薬相当額を、原則自己負担とする。
- 2) 5日間以上の研修生、実習生（引率教員含む）は、依頼者側の規程に、派遣及び委託業者については、請負者が負担する。

【改訂履歴】

平成 23 年 10 月 28 日	作成	感染対策委員会承認
平成 25 年 12 月 27 日	改訂	感染対策委員会承認
平成 28 年 1 月 26 日	改訂	感染対策委員会承認
平成 29 年 8 月 30 日	改定	感染対策委員会承認
平成 29 年 9 月 26 日	改定	感染対策委員会承認
平成 30 年 3 月 27 日	改定	感染対策委員会承認
令和 3 年 12 月 28 日	改定	感染対策委員会承認
令和 7 年 1 月 28 日	改訂	感染対策委員会承認